

消防予第246号
平成30年3月28日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁次長

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第69号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第12号。以下「改正規則」という。）が平成30年3月28日に公布されました。

今回の改正は、糸魚川市大規模火災の事例等に鑑み、飲食店等について、消火器具を設置しなければならない施設の範囲を拡大するとともに、消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準の整備を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正令に関する事項

1 消火器具の設置基準の見直し

消火器具を設置しなければならない防火対象物として、改正令による改正後の消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1（3）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が150㎡未満のものうち、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。以下同じ。）を設けたものを追加したこと（令第10条第1項第1号ロ関係）。

2 その他の事項

その他所要の規定の整備を図ることとしたこと（令第10条第1項第2号及び第4号並びに第3項関係）。

第二 改正規則に関する事項

1 防火上有効な措置について

令第10条第1項第1号ロに規定する「防火上有効な措置」は、「調理油過熱防止装置、自動消火装置又はその他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置を設けること」としたこと（改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第5条の2関係）。

2 大型消火器以外の消火器具の設置基準の見直し

(1) 消火器具の能力単位の合計数の加算について

延べ面積 150 m²未満の令別表第1（3）項に掲げる防火対象物のうち、今回の改正により新たに消火器具の設置義務が課せられる防火対象物に対しては、消火器具の能力単位の加算を行わないこととしたこと（規則第6条第5項関係）。

(2) 消火器具の設置場所について

延べ面積 150 m²未満の令別表第1（3）項に掲げる防火対象物のうち、今回新たに消火器具の設置義務が課せられる防火対象物に設置する消火器具については、原則として、火を使用する設備又は器具が設けられた階に限り消火器具を配置しなければならないとしたこと（規則第6条第6項関係）。

3 その他

その他所要の規定の整備を図ることとしたこと（規則第6条第3項及び第5項関係）。

第三 施行期日等に関する事項

1 施行期日に関する事項

平成31年10月1日から施行することとしたこと（改正令附則及び改正規則附則関係）。

2 その他の事項

今回の改正令等の運用については、別途通知する予定であること。

政令第六十九号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(一)項イ、(二)項、(六)項イ(1)から(3)まで及びロ、~~(六)~~(五)項から~~(七)~~(六)項まで並びに(三)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(三)項に掲げる防火対象物で、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの

二 次に掲げる防火対象物で、延べ面積が百五十平方メートル以上のもの

イ 別表第一(一)項ロ、(四)項、(五)項、(六)項イ(4)、ハ及びニ、(九)項並びに~~(七)~~(六)項から~~(八)~~(七)項までに掲げる防火

対象物

ロ 別表第一(三)項に掲げる防火対象物（前号ロに掲げるものを除く。）

第十条第一項第四号中「（危険物）」を「（法第二条第七項に規定する危険物（別表第二において「危険物」という。））」に改め、「以上で」の下に「当該」を加え、同条第三項中「屋内消火栓設備」を「屋内消火栓設備」に、「泡消火設備」を「泡消火設備」に改める。

附 則

この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。

改 正 後	現 行
<p>（消火器具に関する基準）</p> <p>第十条 消火器又は簡易消火用具（以下「消火器具」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。</p> <p>一 次に掲げる防火対象物</p> <p>イ 別表第一(一)項イ、(二)項、(六)項イ(1)から(3)まで及びロ、(六)項から(七)項まで並びに(三)項に掲げる防火対象物</p> <p>ロ 別表第一(三)項に掲げる防火対象物で、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの</p> <p>二 次に掲げる防火対象物で、延べ面積が百五十平方メートル以上のも</p> <p>イ 別表第一(一)項ロ、(四)項、(五)項、(六)項イ(4)、ハ及びニ、(九)項並びに(三)項から(七)項までに掲げる防火対象物</p> <p>ロ 別表第一(三)項に掲げる防火対象物（前号ロに掲げるものを除く。）</p> <p>三 (略)</p>	<p>（消火器具に関する基準）</p> <p>第十条 消火器又は簡易消火用具（以下「消火器具」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。</p> <p>一 別表第一(一)項イ、(二)項、(六)項イ(1)から(3)まで及びロ、(六)項、(七)項並びに(三)項に掲げる防火対象物</p> <p>二 別表第一(一)項ロ、(三)項から(五)項まで、(六)項イ(4)、ハ及びニ、(九)項並びに(三)項から(七)項までに掲げる防火対象物で、延べ面積が百五十平方メートル以上のも</p> <p>三 別表第一(七)項、(八)項、(十)項、(十二)項及び(三)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のも</p>

四 前三号に掲げるもののほか、別表第一に掲げる建築物その他の
の工作物で、少量危険物（法第二条第七項に規定する危険物（
別表第二において「危険物」という。）のうち、危険物の規制
に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第一条の十一に
規定する指定数量の五分の一以上で当該指定数量未満のもの
をいう。）又は指定可燃物（同令別表第四の品名欄に掲げる物
品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。以下同じ。
）を貯蔵し、又は取り扱うもの

五 （略）

2 前項に規定するもののほか、消火器具の設置及び維持に関する
技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

四 前三号に掲げるもののほか、別表第一に掲げる建築物その他
の工作物で、少量危険物（危険物

のうち、危険物の規制
に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第一条の十一に
規定する指定数量の五分の一以上で 指定数量未満のもの
をいう。）又は指定可燃物（同令別表第四の品名欄に掲げる物
品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。以下同じ。
）を貯蔵し、又は取り扱うもの

五 前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一に掲げる建築物の
地階（地下建築物にあつては、その各階をいう。以下同じ。）
、無窓階（建築物の地上階のうち、総務省令で定める避難上又
は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。以下同じ。）
又は三階以上の階で、床面積が五十平方メートル以上のもの

2 前項に規定するもののほか、消火器具の設置及び維持に関する
技術上の基準は、次のとおりとする。

一 前項各号に掲げる防火対象物又はその部分には、防火対象物
の用途、構造若しくは規模又は消火器具の種類若しくは性能に
応じ、総務省令で定めるところにより、別表第二においてその
消火に適応するものとされる消火器具を設置すること。ただし
、二酸化炭素又はハロゲン化物（総務省令で定めるものを除く
。）を放射する消火器は、別表第一(一)(四)項及び(二)(四)項に掲げる
防火対象物並びに総務省令で定める地階、無窓階その他の場所

3 第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を次条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条若しくは第十八条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、同項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、消火器具の設置個数を減少することができる。

に設置してはならない。

二 消火器具は、通行又は避難に支障がなく、かつ、使用に際して容易に持ち出すことができる箇所に設置すること。

3 第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を次条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条若しくは第十八条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、同項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、消火器具の設置個数を減少することができる。

○総務省令第十二号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十条第一項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

総務大臣 野田 聖子

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

〔防火上有効な措置〕

第五條の二 合第十條第一項第一号口の防火上有効な措置として総務省令で定める措置は、調理油過熱防止装置、自動消火装置又はその他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置を設けることをいうものとする。

(避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階)

第五條の三 〔略〕

(大型消火器以外の消火器具の設置)

第六條 〔略〕

〔2 略〕

3 第一項の防火対象物又はその部分のうち、少量危険物（危険物の規制に関する政令第一條の十一に規定する指定数量の五分の一以上で当該指定数量未満のものをいう。以下同じ。）又は指定可燃物（同令別表第四の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。以下同じ。）を貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、前二項の規定によるほか、令別表第二において危険物又は指定可燃物の種類ごとにその消火に適應するものとされる消火器具を、その能力単位の数値の合計数が、当該防火対象物に貯蔵し、又は取り扱う少量危険物又は指定可燃物の数量を次の表に定める数量で除して得た数以上の数値となるように設けなければならない。

〔表 略〕

〔4 略〕

5 第一項の防火対象物又はその部分に鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所があるときは、前各項の規定によるほか、令別表第二において建築物その他の工作物の消火に適應するものとされる消火器具を、その能力単位の数値の合計数が、当該場所の床面積を二十五平方メートルで除して得た数以上の数値となるように設けなければならない。ただし、令第十條第一項第一号口に掲げる防火対象物であつて、延べ面積が百五十平方メートル未満のもの（以下次項第二号において「小規模特定飲食店等」という。）にあつては、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分を除き、この限りでない。

一 少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物

二 地階、無窓階又は三階以上の階であつて、床面積が五十平方メートル以上の階

6 前各項の規定により設ける消火器具は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部分から、それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が二十メートル以下となるように配置しなければならない。

一 第一項及び第五項に規定するもの（次号に掲げるものを除く。） 防火対象物の階ごとに、当該防火対象物の各部分

〔新設〕

(避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階)

第五條の二 〔同上〕

(大型消火器以外の消火器具の設置)

第六條 〔同上〕

〔2 同上〕

3 第一項の防火対象物又はその部分のうち、少量危険物（危険物の規制に関する政令第一條の十一に規定する指定数量の五分の一以上で指定数量未満のものをいう。以下同じ。）又は指定可燃物（同令別表第四の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。以下同じ。）を貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、前二項の規定によるほか、令別表第二において危険物又は指定可燃物の種類ごとにその消火に適應するものとされる消火器具を、その能力単位の数値の合計数が、当該防火対象物に貯蔵し、又は取り扱う少量危険物又は指定可燃物の数量を次の表に定める数量で除して得た数以上の数値となるように設けなければならない。

〔表 同上〕

〔4 同上〕

5 第一項の防火対象物又はその部分に鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所があるときは、前四項の規定によるほか、令別表第二において建築物その他の工作物の消火に適應するものとされる消火器具を、その能力単位の数値の合計数が、当該場所の床面積を二十五平方メートルで除して得た数以上の数値となるように設けなければならない。

〔新設〕

6 前五項の規定により設ける消火器具は、防火対象物の階ごとに、第一項及び第五項に規定するものにあつては防火対象物の各部分から、第三項に規定するものにあつては危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所の各部分から、第四項に規定するものにあつては電気設備のある場所の各部分から、それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が二十メートル以下となるように配置しなければならない。

<p>二 第一項に規定するもの（小規模特定飲食店等（前項第一号に掲げるものを除く。）に設置するものに限る。） 令第十条第一項第一号に掲げる火を使用する設備又は器具が設けられている階（小規模特定飲食店等に、前項第二号に掲げる階が存する場合は、当該階を含む。）ごとに、当該防火対象物の各部分</p> <p>三 第三項に規定するもの 防火対象物の階ごとに、危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所の各部分</p> <p>四 第四項に規定するもの 防火対象物の階ごとに、電気設備のある場所の各部分</p> <p>〔7 略〕</p>	<p>〔7 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、平成三十一年十月一日から施行する。